第1条~第29条 省略

付 則

第1条~第4条の2 省略

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる損害補償を受ける権利を受ける権利を有する者が、当該損害 補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

現行

<u></u>			
傷病補償年	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定に	0.73	
<u>金</u>	よる障害厚生年金及び国民年金法(昭和 34 年法律		
	第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条		
	の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)		

第1条~第29条 省略

付 則

第1条~第4条の2 省略

(他の法律による給付との調整)

第 5 条 年金たる損害補償を受ける権利を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

改正案

100   17区1回 47日	m数があるとさは、これを 100 円に切り上げる。	
1 傷病補償	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障	0.73
年金(第18	害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図る	
条の 2 に	ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律	
規定する	(平成 24 年法律第 63 号。以下この表及び次項の表	
公務上の	において「平成 24 年一元化法」という。)附則第	
災害に係	41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平	
るものを	成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による	
除く。)	障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)	
	及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障	
	害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基	
	礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項	
	の表において「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(
年金(第18		第1級
条の 2 に		<u>又 は</u>
規定する		第2級
公務上の		の傷
災害に係		病等
<u>るものに</u>		級 に
限る。)		該 当
		する

障害補償年 <u>金</u>	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国 民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国 民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法 等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。 以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条	0.80

		障にる病償金あていい。11203040506070808090 <t< th=""></t<>
3 障害補償 年金(第18 条の2に 規定する 公務上の 災害に係 るものを 除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償 年金(第18 条の2 に 規定を上る 公災害に 限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	<u>0.82(</u> <u>82(級は級障等に当る害僕金あての、81)</u>
5 遺族補償	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年	0.80
<u>年金(第18</u> <u>条の2に</u> 規定する	一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済 年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1 項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次	

第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。 以下同じ。)

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
<u>金</u>	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害	0.88
	補償の事由となった障害により国家公務員共済組	
	合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済	
	組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員	
	共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険	
	制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を	
	図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止	
	する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条	
	第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条	
	において「国家公務員共済組合法等」という。)の	
	規定による障害共済年金が支給される場合を除	
	<u>&lt;,)</u>	

公務上の 災害に係 るものを 除く。)	項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び 国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の 一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下 「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表	
	及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
年金(第18		
条の 2 に		
規定する		
公務上の		
災害に係		
<u>るものに</u>		
限る。)		

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.86
年金(第18	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障	0.88
条の 2 に	害について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1	
規定する	項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24	
公務上の	年一元化法附則第61条第1項に規定する給付の	
災害に係	うち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79	
るものを	条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生	
<u>除く。)</u>	年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制	
	度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組	
	合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第	
	101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農	
	林共済法(以下この表において「旧農林共済法」	
	という。)による障害共済年金(以下この表及び	

障害補償年	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
<u>中口 III 及 1</u> 金	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害	0.88
<u> 11/-</u>	四八十平14ツがたによる  保百巫姫十亚  コ欧頂百	v. 00

	第5項の表において「平成24年一元化法改正前	
	国共済法等による障害共済年金」という。)が支	
	<u>給される場合を除く。)</u>	
2 傷病補償年金(第18条の2に規務に係るのにる。)	超される場合を除く。) 1 障害厚生年金等	0.91(級は級傷等に当る害係傷補年につ
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	<u>めて0.90)</u> 0.92(級傷等に当る害係傷補年につ、
이 11차 나 나 나 아니		0.91)
3 障害補償	1 障害厚生年金等	0.83
年金(第18	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障	0.88

補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場	
合を除く。)	

条の 2 に 規定する 公務上の 災害のを	害について平成24年一元化法改正前国共済法等 による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
るを4障金(2) すとにのの2 すとにの2な2な3な4で5な6な6な7な8な8な8な9な </td <td>1 障害厚生年金等  2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.第又第の害級該す障にる害償金あて0.0第の害級該す障にる害償89(級は級障等に当る害係障補年につ、)(級障等に当る害係障補年</td>	1 障害厚生年金等  2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.第又第の害級該す障にる害償金あて0.0第の害級該す障にる害償89(級は級障等に当る害係障補年につ、)(級障等に当る害係障補年
		<u>金に</u> あっ ては、

遺族補償年	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
<u>金</u>	国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害	0.88
	補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組	
	合法等の規定による遺族共済年金が支給される場	
	合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

<u>傷病補償年</u> 金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年 金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険 法の規定による障害年金」という。)	<u>0.75</u>

		0.91)
5 遺族補償	1 遺族厚生年金等	<u>0.84</u>
年金(第18	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死	0.88
条の 2 に	亡について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1	
規 定 す る	項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24	
公務上の	年一元化法附則第61条第1項に規定する給付の	
災害に係	うち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79	
<u>るものを</u>	条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農	
<u>除く。)</u>	林共済法による遺族共済年金(以下この表にお	
	いて「平成 24 年一元化法改正前国共済法等によ	
	る遺族共済年金」という。)が支給される場合を	
	除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.89
年金(第18	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死	<u>0. 92</u>
条の 2 に	亡について平成24年一元化法改正前国共済法等	
規定する	による遺族共済年金が支給される場合を除く。)	
公務上の	又は国民年金法による寡婦年金	
災害に係		
<u>るものに</u>		
<u>限る。)</u>		

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2であるにあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

1 傷病補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定す	0.75
年金(第18	る年金たる保険給付のうち障害年金(以下この	
条の2に	表及び第6項の表において「旧船員保険法によ	
規定する	る障害年金」という。)	

国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年 金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金 保険法の規定による障害年金」という。)	<u>0.75</u>
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年 金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金 法の規定による障害年金」という。)	0.89

<u>公務上の</u> 災害に係 るものを 除く。)	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定す る年金たる保険給付のうち障害年金(以下この 表及び第 6 項の表において「旧厚生年金保険法 による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2傷病補償年金(第18条の2 に規22財務上の(以る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83( 第0病級該す障にる病償金あて0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83( 第0病級該す障にる病償金あて は、10点の病域は10点の病域を10点の病

金	旧船員保険法の規定による障害年金 旧厚生年金保険法の規定による障害年金 旧国民年金法の規定による障害年金	0.74 0.74 0.89

		0.82)
3 障害補 第18 年金(第18 条規 発害にる の係 を い る い る に る の り る り る り る り る り る り る り る り る り る	3 旧国民年金法による障害年金         1 旧船員保険法による障害年金         2 旧厚生年金保険法による障害年金         3 旧国民年金法による障害年金	0.93(級は級傷等に当る害係傷補年につ、0.92) 0.74 0.89
4 障害補償 年金(第18 条の2に 規定する 公務上の 災害しの 限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83( 第1級障等に当る害係障補 年

0.81、   第2級   の 障   害 等   級 に
---

遺族補償年	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年	<u>0.80</u>
<u>金</u>	金たる給付に該当する遺族年金 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年 金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 90

		該す障にる害償金あて 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93( 第2第の害級該す障にる害償金あての、 1.0.92)
5 遺族補償 年金(第18 条の 2 に	1国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金2国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する	<u>0.80</u> <u>0.80</u>
規定する <u> </u>	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償 年金(第18	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定す る年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87

- 4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となつた 障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受 ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定に よる年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除し た残額を支給する。
  - (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
  - (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金
- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の 規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を 受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定 による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ 第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額 (その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給 される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつ ては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、 当該残額)を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、<u>この条例の規定にかかわらず、この条例</u>の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額<u>がこの条例の規定による</u>休業補償の額から同一の事由について支給される<u>当該年金たる給付</u>の額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89

7 省略

条の 2 に 規定する	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定す る年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
<u>公務上の</u> <u>災害に係るものに</u> 限る。)	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

- 4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる<u>法律による</u>年金たる給付の額を控除した残額を支給する。
  - (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
  - (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金
- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害	0.86
基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚	0.88
生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共	
済年金が支給される場合を除く。)	

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額<u>が当該</u>休業補償の額から同一の事由について支給される<u>当該法律による年金たる給付</u>の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 省略